

常勤講師の募集要領

令和4年12月1日
新潟県立月ヶ岡特別支援学校

新潟県立月ヶ岡特別支援学校で勤務する常勤講師を募集します。

- 勤務地 新潟県立月ヶ岡特別支援学校
- 所在地 三条市月岡 4935
- 面接日 ※詳細は申込受理後、電話連絡します。
- 勤務予定期間 令和5年3月31日まで
- 募集人員 2人
- 業務内容 学習指導、校務分掌

1 応募の要件等

(1) 資格要件等

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校のいずれかの教員免許状を有している者。
(臨時免許状で対応する場合がありますので、お問合せください。)

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できません。

(学校教育法第9条で規定する欠格条項)

- 1 禁錮以上の刑に処せられた者
- 2 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 3 教育職免許法第11条第1項から第3項までの規程により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(地方公務員法第16条で規定する欠格条項)

- 1 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 勤務条件

(1) 勤務時間等

ア 勤務日 月曜日から金曜日まで（休日は除く）

イ 勤務時間 午前8時30分から午後5時まで（休憩時間 午後3時30分～午後4時15分 給食時間は給食指導で勤務時間になります。）

(2) 給料

学歴、勤務経験に応じて決定されます。

大学新卒の参考額 月額 205,100 円＋教職調整額 4%

(3) 通勤に要する経費

正規職員に支給される通勤手当の額を超えない範囲内で支給します。（最高 55,000 円）

要件が満たせば、高速道路料金が支給されます。（最高 40,000 円）

(4) 住宅手当

一定額を超える家賃を払っている職員に支給されます。（支給限度額 27,000 円）

(5) 加入保健等

健康保険は公立学校共済組合に加入、年金は厚生年金に加入

(6) その他

正規職員と同様に守秘義務（職務上知り得た秘密を守る義務）や兼職禁止（公務外での営利企業に従事することの制限）などの地方公務員法の規定が適用されます。

3 考査結果（合否）の通知等

選考考査の結果（合否）は、文書で通知します。

4 申込手続

(1) 申込方法	次の方法により、申込書類を下記 (3) の申込先まで持参又は郵送してください。 ア 市販の履歴書に必要事項を記入し、写真を貼付したもの イ 教員免許状を有している場合は、免許状等の写し ウ ハローワークを通じて申し込む場合は、ハローワークで交付される紹介状 ※ 郵送で申込書を提出する場合は、封筒の表に「常勤講師採用申込」と朱書きしてください。
(2) 持参の場合の 申込受付期間	午前8時30分から午後5時まで ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除きます。
(3) 問い合わせ先 及び申込先	新潟県立月ヶ岡特別支援学校 事務室 〒955-0803 三条市月岡 4,935 電話 0256-32-5963